

●香川県告示第217号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成29年7月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第3号
- 2 指 定 年 月 日 平成29年7月14日
- 3 指定道路の位置 観音寺市古川町字南下1010番5の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.50メートル
延長 18.17メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。